

政策会議議事概要

【政策会議】

日 時：令和5年5月29日（月）09時57分～11時02分

場 所：6階第2特別会議室

出席者：19名

玉城知事、照屋副知事、池田副知事、島袋政策調整監、
知事公室長、総務部長、企画部長、環境部長、子ども生活福祉部長、
保健医療部長、農林水産部長、商工労働部長、
文化観光スポーツ部長、土木建築部長、教育長、
病院事業局長、企業局長、会計管理者、県警本部長

報告事項

- 1 与那国島へのミサイル配備計画について（知事公室）
→知事公室長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 2 関与取消訴訟（裁決・是正の指示）について（知事公室）
→知事公室長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 3 「学校法人SOLA学園の正常化を求める陳情」への対応等について（総務部）
→総務部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 4 私立夜間中学設置計画申請書にかかる対応について（総務部）
→総務部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 5 第38回沖縄振興審議会について（企画部）
→企画部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 6 令和5年度PFOS等全県調査について（環境部）
→環境部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 7 沖縄県職員の逮捕事案について（子ども生活福祉部、総務部）
→子ども生活福祉部長及び総務部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 8 新型コロナウイルス感染症5類移行後の体制について（保健医療部）
→保健医療部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 9 令和5年5月肉用子牛セリ価格の下落について（農林水産部）
→農林水産部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 10 電気料金の値上げの決定に伴う県の対応について（商工労働部）
→商工労働部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 11 日本国際貿易促進協会（国貿促）知事の訪中団参加について（商工労働部）
→商工労働部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 12 PFIを活用した大型MICE施設の整備について（文化観光スポーツ部）
→文化観光スポーツ部長より配布資料に基づいて説明が行われた。

- 13 「復帰50年平良孝七展」に関する要請への対応状況（文化観光スポーツ部）
→文化観光スポーツ部長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 14 企業局の経営状況について（企業局）
→企業局長より配布資料に基づいて説明が行われた。
- 15 企業局のPFOS等対策の現状について（企業局）
→企業局長より配布資料に基づいて説明が行われた。

知事等発言

- ・先日、観光関連団体と意見交換を行ったが、課題が多岐にわたるため、文化観光スポーツ部は意見を取りまとめて各部に共有すること。（知事）
- ・内部統制について、外部監査等での指摘は全庁的リスクとして共有すること。（池田副知事）

以 上

意見交換事項等

所管部局：知事公室基地対策課

件名	与那国島へのミサイル配備計画について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none">・平成28年3月、陸上自衛隊与那国駐屯地が開設。海上及び沿岸を監視し、各種兆候を早期に察知することを任務とする与那国沿岸監視隊（約110人）が配備される。・令和4年12月、防衛省の令和5年度予算案に、同駐屯地への将来的な地对空誘導弾部隊等の配備に必要な予算が計上。・令和5年5月、防衛省は、与那国町において地对空誘導弾部隊の配備に関する説明会を実施。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年12月に予算案が計上されるまで、沖縄防衛局は、沖縄県内への新たなミサイル部隊の配備については「現時点でそのような計画はない」としていた。・防衛省から県に対して、資料の提供はあるものの、対面での説明はない。 <p>【県の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none">・防衛省に詳細なスケジュール等、丁寧な説明と速やかな情報提供を求める。・また、与那国町とも意見交換を行うなど連携を進め、適切に対応していく。

③ 配備予定の装備品

03式中距離地对空誘導弾（改善型）能力向上型

注：写真は、中SAM（改）のもので、



発射装置



射撃レーダー装置



射撃統制装置



運搬装てん装置

11

⑥ 与那国駐屯地の部隊編成

与那国駐屯地

（令和5年3月時点）

与那国沿岸監視隊

約110人

令和5年度配備（予定）

第101電子戦隊（一部）

第301電子戦中隊（一部）

（約40人）

今後追加（予定）

高射中隊（中SAM）

（検討中）※

その他部隊

約60人

※ 具体的な配備時期及び部隊規模等については、現在検討中。
人数について一例を述べれば、石垣駐屯地には、高射中隊及び関連するその他の部隊が約100名所在。

意見交換事項等

所管部局：知事公室

件名	関与取消訴訟（裁決・是正の指示）について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <p>(1) 令和2年4月21日 沖縄防衛局が公有水面埋立地用途変更・設計概要変更承認申請書を県に提出</p> <p>(2) 令和3年11月25日 県が不承認処分</p> <p>(3) 令和4年12月7日 沖縄防衛局による審査請求</p> <p>(4) 令和4年4月8日 国土交通大臣による裁決及び勧告</p> <p>(5) 4月28日 国土交通大臣による是正の指示</p> <p>(6) 8月12日 関与取消訴訟（裁決）を提起</p> <p>(7) 8月24日 関与取消訴訟（是正の指示）を提起</p> <p>(8) 令和5年3月16日 関与取消訴訟（裁決）高裁判決（却下） 同日 関与取消訴訟（是正の指示）高裁判決（棄却）</p> <p>(9) 3月23日 上告受理申立て（裁決・是正の指示）</p> <p>(10) 4月10日 上告受理申立理由書を最高裁判所に提出</p> <p>【判決要旨】 令和5年3月16日付け福岡高等裁判所那覇支部判決</p> <p>(1) 関与取消訴訟（裁決）却下判決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立変更承認の取り扱いにおいて、<u>沖縄防衛局に「固有の資格」該当性を認めず、審査請求を肯定した。</u> ・国土交通大臣が行った県の埋立変更不承認処分を取り消す裁決が違法・無効なものでないと判断した。 <p>(2) 関与取消訴訟（是正の指示）棄却判決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害防止要件について、<u>軟弱地盤の判明に伴って行われた設計変更の内容は、一般的な合理性を有する「港湾基準・解説」の手法等に沿ったものであり、県が同手法等を超えてより厳格な審査を行うことは認められない。</u> ・環境保全要件について、<u>これまでとは異なる特別な事情がなければ、環境の変化に応じて行うべき環境保全配慮水準の変更は認められない。</u> ・<u>完成までにさらに約9年1月の工程を要することになったとしても、普天間飛行場の危険性を早急に除去するという本件埋立事業の政策課題と整合しなくなったとはいえない。</u> ・当初の出願時における地盤に関する調査不足を理由として「<u>正当ノ事由</u>」を欠くとする主張は、<u>県が当初の承認処分において専門的知見に基づく検討を経た上で判断していた</u>

以上、合理性を欠く。

- ・ 県が埋立変更不承認処分を行ったことが裁量権の逸脱又は濫用にあたる。

【県の対応等】

県は、上記の2判決が不服であるとして、令和5年3月に最高裁判所に上告受理申立てを行った。

(県の主な主張)

(1) 関与取消訴訟（裁決）の上告受理申立理由書

- ・ 沖縄防衛局が「固有の資格」において変更不承認処分の名宛人となったもので、本件裁決は違法・無効であり、高裁判決には法令解釈の誤りがある。

(2) 関与取消訴訟（是正の指示）の上告受理申立理由書

- ・ 災害防止要件について、本来、審査基準を判断するための参考にすぎない一般の解説書を審査基準としており、法定受託事務における都道府県知事の裁量を狭めているものであり容認できない。
- ・ 環境保全要件について、ジュゴンの生息が示唆される中で、従来の環境保全配慮水準では不十分と言わざるを得ない。
- ・ 「普天間飛行場の危険性の除去」が「喫緊の課題」であることに照らし、工期を当初の承認内容と比べて実質3倍以上に長期化した事業は、当該目的に照らして適正で合理的な手段とはなり得ない。
- ・ 出願時の申請者の事情を一切問題にせず、公水法の要件である「正当ノ事由」について、埋立変更承認出願時の事項のみを考慮要素として判断されるべきとすることは、埋立承認要件を定めた公水法の規定の潜脱を許すことに等しく、容認できない。

(参考) 現在係属しているその他の争訟

① 抗告訴訟

国土交通大臣による裁決の取消しを求める訴訟。那覇地方裁判所（第一審）に係属され、7月12日に第3回口頭弁論を予定。

② サンゴ類特別採捕許可に係る争訟

農林水産大臣による是正の指示を取り消すべきとする勧告を求める争訟。令和5年5月1日に国地方係争処理委員会に審査を申し立て、90日以内に審査結果が示される見込み。

意見交換事項等

所管部局：総務部

<p>件名</p>	<p>「学校法人SOLA学園の正常化を求める陳情」への対応等について</p>
<p>内容</p>	<p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度に教職員40数人が離職した。 ○ 令和4年5月、学園の保護者及び労働組合から知事及び県議会宛て陳情書が提出された。 ○ 令和4年6月、専任教員数が法令の基準を満たしていないことについて文書指導を行った。(同年10月には基準を満たした。) また、寄附行為に基づく評議員会が過去の一時期に開催されていなかったことを県が指摘した。(学園は同年5月に評議員会を開催し付議すべきであった事項について、あらためて評議員に説明し、合意を得た。) 生徒から改善の要望があった事項(例：人体模型の修繕等)についても、県が学園側に改善の対応を依頼し、速やかに改善できる事項は改善したと報告を受けた。 ○ 令和4年第6回定例会閉会中(令和4年11月17日)に総務企画委員会が陳情者を参考人として招致し、意見陳述が行われた。 <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同学園が運営する専門学校2校における令和4年度(令和5年3月)卒業生(126名)の進路状況 <ul style="list-style-type: none"> ※()内は令和3年度卒業生の数値 ※令和4年度卒業生にかかる数値は未公表のため現時点で取扱注意(照会厳禁) ○ 国家試験の合格率：<u>67% (74%) Δ7%</u> <ul style="list-style-type: none"> 臨床工学科：82% (82%) 救急救命学科：70% (81%) 柔道整復学科：35% (62%) ※全国：62.9% (R3) から49.6% (R4) に減少 製菓・製パン：63% (93%) 美容学科：80% (88%) ○ 就職率：<u>97% (77%) +20%</u> <ul style="list-style-type: none"> 臨床工学科：87% (76%) 救急救命学科：100% (34%) 柔道整復学科：100% (83%) 製菓・製パン：100% (80%) 美容学科：100% (96%) スポーツ学科：100% (71%) スポーツ整体：100% (100%) <p>【県の対応等】</p> <p>陳情の趣旨を踏まえ、生徒や保護者等から改善を求められた事項を中心に、法令に基づく基準等に照らし適正な学校運営がなされているか、法令基準以外でも改善すべき事項がないか学園に事実確認し、必要な指導助言を継続している。</p>

意見交換事項等

所管部局： 総務部

件名	私立夜間中学設置計画申請書にかかる対応について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <ol style="list-style-type: none">1 令和4年3月末に学校法人^{そうせいしや}雙星舎から私立夜間中学の設置計画申請書(令和5年度開設)の提出があった。2 事業計画内容を私立学校審議会に諮問を行ったが、中学校設置基準第8条の基準を満たしていないとの答申結果を踏まえ、令和4年9月30日付けで「計画は妥当でない」との結果を雙星舎に通知した。3 今回の審査結果を踏まえ、夜間中学の特性を踏まえた設置基準の緩和等について、知事が文部科学大臣あて年末に要請を行ったところ、「教育上支障がない」ことが認められるのであれば、設置基準の柔軟な運用も可能である旨の助言があった。4 令和5年3月31日に、同法人から令和6年度開設に向けた学校設置計画書の提出があった。 <p>【課題】</p> <p>今回の審査結果に対して、学校法人から議会への陳情や、再審議を求める署名の提出がなされている。</p> <p>文部科学省の助言にある「教育上支障がない」ことについては、学校設置者から説明を受けて、妥当性を判断する必要がある。</p> <p>【県の対応等】</p> <p>私立学校設置計画については、これまで各種法令等に照らし、公平性・中立性を踏まえて、計画の妥当性の審査を行ってきたところである。</p> <p>文部科学省からの助言を踏まえ、「教育上支障がない」ことが客観的に認められ、また私立学校審議会にも説明できるよう、今後、学校法人側と意見交換を行い、設置計画申請書の記載について、必要な情報提供や助言を行っていく。</p>

意見交換事項等

所管部局： 企画部

件名	第38回 沖縄振興審議会について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 第38回沖縄振興審議会が5月24日（水）に内閣府で開催された。○ 審議会においては、昨年改正された沖縄振興特別措置法において新たに「5年以内の検討・見直し」規定が設けられたことから、令和6年度以降の沖縄振興策の検証作業に関するスケジュールが示された。 （別添「沖縄振興審議会の審議スケジュール（案）」参照） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 改正沖縄振興特別措置法においては、「法施行後5年以内の検討・見直し」規定が設けられている。○ 昨年5月に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」は今年で2年目を迎えるとともに、同年9月に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」については、令和6年度が前期計画の最終年度となることから、施策（取組）の着実な実施と目標達成が求められる。 <p>【県の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各部局においては、新・実施計画（前期）の目標達成に努めていただきたい。○ また、新・基本計画を策定した令和4年度以降において、社会情勢の変化等により沖振法で対応すべき課題等があれば、同法施行から5年目となる令和8年度を念頭に、施策の見直しなどについても検討を進めていただきたい。

沖縄振興審議会

令和5年度

令和8年度までに、
 沖縄振興計画（令和4年5月策定）に基づく事業等、沖縄振興特別措置法の施行の状況について
 検討を行う必要がある。

○5/24（今回）

▶これまでの沖縄振興について、委員間において認識の共有

○秋以降

▶沖縄を取り巻く現状、沖縄振興策の進捗状況等
 について意見交換

令和6年度以降

▶沖縄振興の検証開始

▶今後の振興の在り方を調査審議

※調査審議のための部会の設置については今後検討。

【参考①】沖縄振興審議会は、沖縄振興特別措置法第111条に基づき、沖縄の振興に関する重要事項（今後の沖縄振興の在り方等）を調査審議

【参考②】沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）附則第二条（抄）

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第四条の規定による沖縄振興計画に基づく事業又は事務に対する特別の措置の適用の状況その他の新沖振法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

意見交換事項等

所管部局： 環境部

<p>件名</p>	<p>令和5年度 PFOS 等全県調査について</p>
<p>内容</p>	<p>第1 経緯</p> <p>1 県環境部は平成28年度に水道水源を除く県内の主要河川や地下水の全県的な PFOS 等調査を実施し、平成29年度からは高濃度の PFOS 等が検出された米軍基地周辺での PFOS 等調査を実施している。</p> <p>県はこれらの調査結果を踏まえ、令和元年に国に対し水質及び土壌の基準値の設定等を求めたところ、水質については令和2年に環境省が PFOS 等の暫定指針値及び公定法を定めた。</p> <p>2 県としては、土壌の PFOS 等については基準値等が定められていないものの、県民生活環境の保全の観点から、令和4年度に米軍基地周辺での調査を実施したところであるが、国に土壌基準の設定を求めていくため、全県的な調査により残留実態を把握する必要があると考えている。</p> <p>3 なお、平成28年度に実施した水質に係る全県調査は、その後定められた公定法と分析方法が異なり、調査結果を現在の暫定指針値と比較できないため、水質についても改めて全県調査を行い汚染の実態を把握する必要があると考えている。</p> <p>第2 事業概要</p> <p>1 事業期間 令和5年度から令和6年度（予定）</p> <p>2 令和5年度予算 9,097千円（一般財源 100%）</p> <p>3 令和5年度調査概要</p> <p>(1) 水質調査 40地点程度、3物質（PFOS、PFOA、PFHxS）</p> <p>(2) 土壌調査 41地点程度、2物質（PFOS、PFOA）</p> <p>第3 今後の予定等</p> <p>1 市町村へ説明 令和5年5月24日開催の「令和5年度市町村環境保全担当課長会議」で説明</p> <p>2 業務委託 市町村との調整を踏まえ地点選定後、検体の採取と分析を委託</p> <p>3 検体採取 令和5年8月から11月（予定）</p> <p>4 結果の公表 令和6年3月（予定）</p>

意見交換事項等

所管部局：子ども生活福祉部

件名	沖縄県職員の逮捕事案について
内容	<p>【当該職員】 子ども生活福祉部の男性主任。</p> <p>【経緯・現状】 令和5年4月16日、糸満署管内のスーパーで盗撮疑いにて通報され、警察が当該職員のスマホを確認したところ、児童へわいせつ行為に及ぶ動画が見つかったことから、当該職員による強制わいせつ事案が発覚、5月9日逮捕された。 当該職員は事件当時、児童相談所勤務であり、被害者は児童相談所で相談係属中であつた児童。当該職員が公務で学校を訪問し、当該児童を面接中、わいせつ行為に及んだものであつた。</p> <p>【課題】 児童相談所における面接等については、相談内容や年齢、性別等により異なる対応が求められることから、一律の面接ルールやマニュアルは定められていなかった。今回の事案の発生を受け、状況を把握し、課題を洗い出すとともに、再発防止策の策定が求められている。さらに、子ども生活福祉部は様々な相談業務を有しているため、児童相談所以外の相談業務についても、対応方針を今後検討していく必要がある。</p> <p>【県の対応】 5月9日 子ども生活福祉部長謝罪会見 5月10日 総務部長から全職員へ、子ども生活福祉部長から部内職員へ綱紀粛正の文書を発出。 5月12日 知事謝罪（定例記者会見冒頭発言）</p> <p>【今後の取り組み】 1 すぐ対応できることを緊急実施 (1)実施済み ・可能な限り複数での面接対応を行う ・面接場面が密室とならないようにする ・面接中、個人の携帯電話を使用しない (2)検討中 ・コンプライアンス研修 ・関係機関への協力依頼文書発出 2 児相職員や関係者への調査（対象や内容、手法は検討中） 3 有識者の意見を踏まえた再発防止策の策定 4 子ども生活福祉部全体の相談業務対応方針の策定</p>

- 【知事の指示】
- 1 再発防止として**すぐ**にできる対策は**速やかに実施**する。
 - 2 **第三者の意見**を踏まえた再発防止策を**早急に取りまとめる**。

- 【対応】
- (1) 児童相談所において、すぐ対応可能な取組を洗い出し**緊急的な対応を実施**
 - (2) **第三者の意見や審議を踏まえた**①**児童相談業務再発防止策(児童)**の策定
また、**福祉行政関係の**②**相談業務対応方針(部全般)**の策定 ※ともに10月頃を予定

5月中(一部実施済)

(児童相談所で) **すぐ対応可能な取組を緊急実施**

- ・複数人で面談
- ・密室の解消
- ・倫理、法令遵守研修 等

防止策に基づく体制の整備と取組を実施

【反映】

① **児童相談業務再発防止策(児童)**
児童相談業務に特化した防止策

【勘案】

② **相談業務対応方針(部全般)**
福祉相談共通の防止策

6月上旬までに

骨子策定
防止策の項目整理

- ※1 選定に当たっては、次の各号にいずれかに該当する者が適任と考える。
- ア 児童福祉や児童の権利擁護に見識が深いこと
 - イ ソーシャルワークの専門性があること
 - ウ 心理学の専門性があること
 - エ 児童相談所業務について理解があること

6月下旬

素案策定

- 【構成案】
- ・今般事案概要
 - ・現状把握(児相、全所属)
 - ・課題とその対応

7月中旬～9月中旬

**素案に対する
有識者※1意見聴取**
意見を踏まえた防止案を策定

**防止案について
審議会※2へ諮問・答申**

※2 沖縄県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会審査部会

【確認】

意見交換事項等

所管部局：総務部

件名	沖縄県職員の逮捕事案を受けた全庁的な取組について
内容	<p>1 通知発出</p> <p>「職員の厳正な服務規律の確保について（5月10日付け総務部長通知）」を各部等に発出し、県民の不信や疑念を招く行為を厳に慎むこと、服務規律の確保の万全の周知徹底を図った。</p> <p>2 内部統制の取組</p> <p>(1) 内部統制推進本部幹事会の開催（5月22日） プライバシーの保護に留意する観点から別室で行う面談業務を内部統制上のリスクとして認識し、今回のような事案についての未然防止策の検討指示 （例） 対人業務における複数人での対応等</p> <p>(2) 内部統制研修の実施（5月18日～6月5日） 出先機関班長級職員（232名）を対象に内部統制研修を実施中。 上記1の通知の徹底を含め、法令遵守やリスク管理等に対する職員意識の向上を図っている。</p>

意見交換事項等

所管部局：保健医療部

件名	新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の体制について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 新型コロナ対策は、令和 5 年 5 月 8 日、感染症法上の 5 類感染症に位置づけが変更されたことに伴い、「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から「個人の選択を尊重し、県民・事業者の自主的な取組をベースにしたもの」へ大きく変更。○ 政府対策本部廃止に伴い、県のコロナ対策本部も廃止となった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 移行後も、ウイルスそのものが消失するわけではなく、その特徴も直ちに変わるものではないため、引き続き、新規感染者数や病床の状況等を注視し、感染状況に応じた必要な取組を行う必要がある。 <p>【県の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 感染状況の変化や新たな変異株等の発生などに迅速に対応するため、新たに「沖縄県新型インフルエンザ等対策会議」を設置。○ 当分の間、感染症三課及び感染対策統括監を存続させて上で、感染状況を注視しながら、感染対策を継続。○ 県民の感染防止対策の参考に資するよう、定点把握に基づく感染状況等の適切な情報発信を行う。○ 平時の社会へソフトランディングできるよう、必要な体制を確保。特に、医療提供体制の確保や高齢者等への医療提供体制に力点を置いた感染症対策を行う。<ul style="list-style-type: none">・ 検査や受診先の相談、後遺症に関する相談窓口の確保・ 自宅療養が困難な高齢者に対する宿泊療養施設の確保・ コロナ医療に対応する医療機関の確保 等

区分	項目	これまで	5月8日から
1 感染状況関係	(1) 感染状況の公表	・ 新規陽性者の全数把握と毎日の公表	・ 継続 (※全数把握から定点把握に移行し、週1回の公表)
	(2) 情報発信	・ RICCAによるコロナ関係の情報発信 ・ 県ホームページ特設サイト	・ 継続 (当面9月末まで) ・ 継続 (6月1日以降はトップページから移動)
2 感染症法等関係	(1) 入院勧告	・ 感染症法に基づき勧告	・ 規定なし (※5月1日以降、感染症法に基づく勧告は行わない)
	(2) 感染者の待機	・ 原則7日間	・ 規定なし (※自主的な感染対策 ※原則5日を目安)
	(3) 濃厚接触者の待機	・ 原則5日間	・ 規定なし (※自主的な感染対策)
	(4) 沖縄県コロナ対策本部 (特措法)	・ 感染拡大を防止するため、特措法に基づき設置 ・ 知事を本部長とし、副知事、政策調整監及び各部局長等で構成	・ 終了 (※沖縄県新型インフルエンザ等対策会議(仮称)を設置)

1

区分	項目	これまで	5月8日から
2 感染症法等関係	(5) 沖縄県対処方針 (特措法)	・ 特措法に基づき県民、事業者等に対して必要な協力を要請	・ 終了 (※個人・事業者等の自主的な感染対策)
	(6) 飲食店等の感染防止対策認証制度 (特措法)	・ 県の定める感染防止対策基準を満たす店舗に認証ステッカーを交付	・ 終了
	(7) イベントの開催制限 (特措法)	・ 感染状況に応じたイベント開催を要請	・ 終了
	(8) 療養証明書の発行	・ 令和4年4月1日以降に発生届の対象となった方で、自宅及び県指定の宿泊療養施設等で療養を終えた方に発行	・ 終了 (※5/7までに療養証明書発行の対象となった方については当面継続)

2

区分	項目	これまで	5月8日から
3 相談関係	(1) 発熱コールセンター 098-866-2129	【体調が悪い方】 発熱等の症状で検査や受診先の相談、後遺症に関する相談に対応	・継続（当面9月末まで） 〔※陽性者フォローアップシステムを統合 ※受診に迷ったときや体調急変時など、 看護師を配置し24時間対応〕
	(2) 陽性者フォローアップシステム	【陽性者】 自宅療養者の体調悪化時の相談等	・終了
	(3) 旅行者専用相談センター沖縄 (TACO) 098-840-1677	【発熱旅行者】 看護師による問診を実施した上で、病院受診の案内	・継続（当面9月末まで）
	(4) こども医療電話相談 #8000	【保護者等】 休日、夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいか、小児科医師、看護師が対応	・継続
	(5) 新型コロナワクチン専門相談、 県広域会場予約センター (ワクチンに関する自動音声案内)	・ワクチン副反応に係る相談、県が設置する広域 ワクチン接種センターの予約受付	・終了

3

区分	項目	これまで	5月8日から
4 公費負担関係	(1) 保険診療検査	・検査費用の自己負担分を公費負担	・終了〔※他の疾患と同じく、自己負担あり〕
	(2) 外来医療費	・外来医療費の自己負担分を公費負担	・終了〔※他の疾患と同じく、自己負担あり ※新型コロナ治療薬の費用は、 当面9月まで無料（公費負担）〕
	(3) 入院医療費	・入院医療費の自己負担分を公費負担	・終了〔※他の疾患と同じく、自己負担あり。 ただし、当面9月まで高額療養費 の自己負担額から2万円を減額 （公費負担）〕

4

区分	項目	これまで	5月8日から
5 検査関係	(1) ゲノムサーベイランス	・ 県内における変異株の動向や、新たな変異株の流入を監視	・ 継続
	(2) 行政検査	・ 高齢者施設、保育施設等従事者の定期検査を実施 ・ 施設内で陽性者が発生した場合の周囲の者への検査を実施	・ 継続 （※対象を、重症化リスクが高い方が多く入院・入所する施設等に限定）
	(3) 接触者PCR検査センター	・ 陽性者と接触があった方又はその不安がある方へ無料検査を実施	・ 終了
	(4) RADECO	・ 有症状の個人（未就学児・小学生・中学生・高校生）及びその濃厚接触者になりうる同居家族へ抗原定性検査キットを配布	・ 終了
	(5) 医療従事者に対する検査	・ 濃厚接触者となった医療従事者に無料検査を実施	・ 終了
	(6) 一般無料検査	・ 感染に不安のある県民に無料検査を実施	・ 終了（※民間検査所（有料）の継続を調整中）
	(7) 保険診療検査 再掲	・ 検査費用の自己負担分を公費負担	・ 終了（※他の疾患と同じく、自己負担あり）
	(8) 陽性者登録センター	・ 自己検査で陽性となった方と医療機関で診断された届出対象外の方を登録	・ 終了
	(9) 沖縄県内空港等におけるPCR等検査	・ 那覇、宮古、新石垣空港を利用する旅行者のうち希望者へ検査を実施	・ 終了

5

区分	項目	これまで	5月8日から
6 療養関係	(1) 健康観察	・ 発生届対象者へのプッシュ型の健康観察	・ 終了
	(2) 相談・療養支援	・ 体調悪化時の相談 ・ パルスオキシメーターの貸与 ・ 食料品の配送	・ 継続（当面9月末まで）（※発熱コールセンターで対応） ・ 終了 ・ 終了
	(3) 宿泊療養施設	・ 自宅で隔離が困難な方が療養できる宿泊施設を提供	・ 継続（当面9月末まで） （※医療機関受診後、自宅療養が困難な高齢者に対し宿泊療養施設を提供 ※食費（実費相当）負担あり、医療提供なし）
7 医療提供体制	(1) 入院、外来	・ 限られた医療機関で対応	・ 幅広い医療機関で対応
	(2) 設備整備の補助	・ 感染対策のための設備整備（個人防護具、医療機器等）を補助	・ 継続（当面9月末まで）
	(3) 入院待機ステーション	・ 医療ひっ迫時に入院調整が整うまでの間、一時的に酸素投与などの措置を行う施設	・ 終了 （※医療ひっ迫状況に応じて必要な取組を実施）
	(4) 搬送	・ 入院勧告、外出自粛要請が発出されていることを踏まえ、県車両で患者を搬送	・ 終了 （※医療ひっ迫状況に応じて必要な取組を実施 ※感染対策に配慮の上、自家用車または公共交通機関等を利用）
	(5) 入院調整	・ コア本部で対応	・ 終了 （※医療ひっ迫状況に応じて必要な取組を実施 ※他の疾病と同様、医療機関において調整）

6

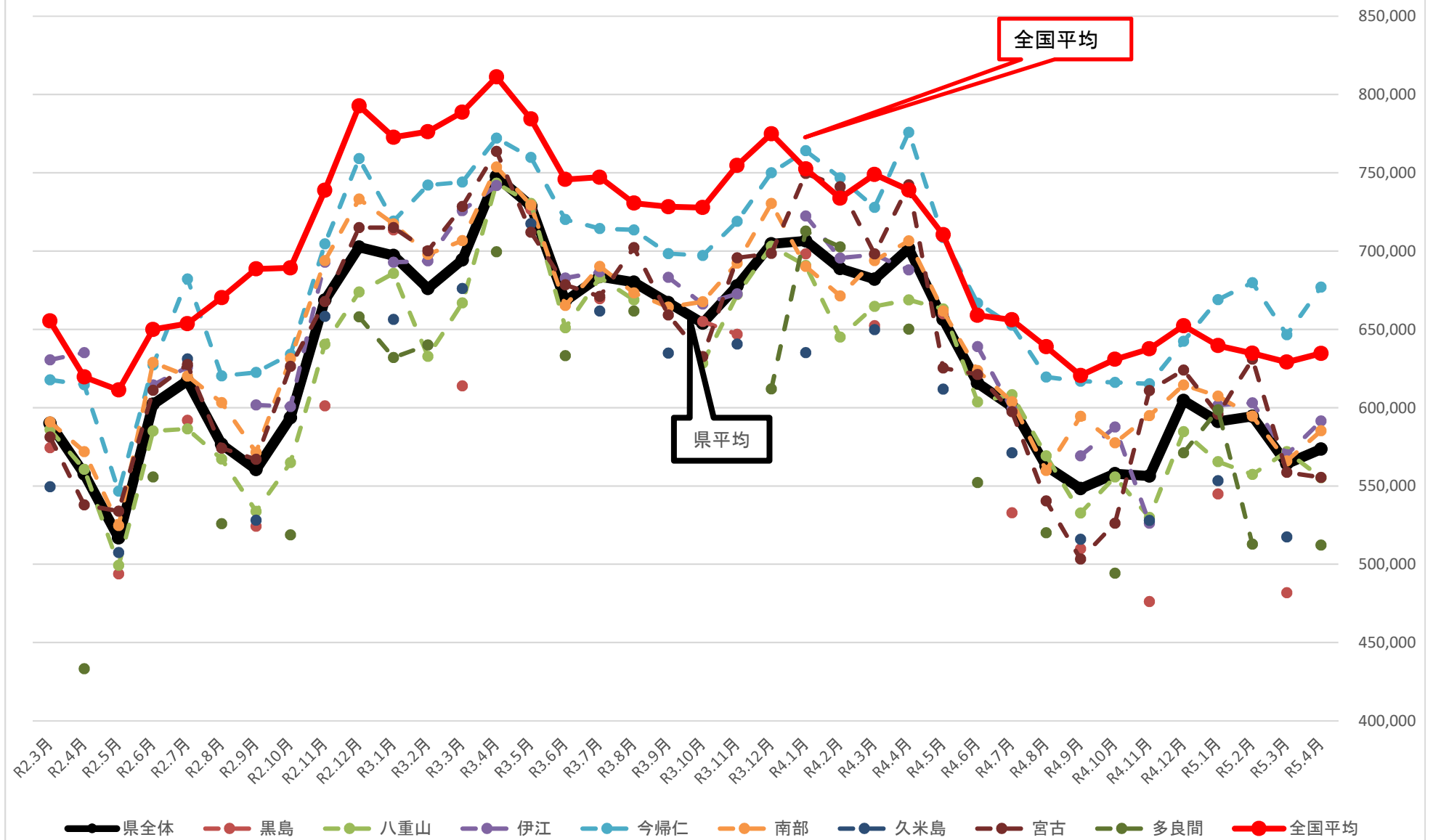
区分	項目	これまで	5月8日から
8 施設支援関係	(1) 行政検査 ※再掲	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設、保育施設等従事者の定期検査を実施 ・施設内で陽性者が発生した場合の周囲の者への検査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 (※対象を、重症化リスクが高い方が多く入院・入所する施設等に限定)
	(2) クラスター対策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や保健所からの要請に基づき専門家や支援グループ看護師を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 (※必要に応じ、施設や保健所からの要請に基づき専門家や支援グループ看護師を派遣)
	(3) 施設内療養体制への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・かかり増し経費、職員確保等を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 (※かかり増し経費(高齢者施設内療養の補助)は、必要な要件を設けたうえで継続)
9 ワクチン接種関係	(1) ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> ・無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料 (R6. 3. 31まで) (※5/8～8月末、追加接種は65歳以上など対象者が限定 ※9月以降は、初回接種を終了した5歳以上の全ての者が対象 ※未接種者の初回接種は、5/8以降も無料で接種可能)
	(2) ワクチン専門相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン副反応相談等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
	(3) 市町村の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の実施主体である市町村の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続
	(4) 広域ワクチン接種センター	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県広域ワクチン接種センターの設置運営 ・商業施設等への出向き接種 	<ul style="list-style-type: none"> ・終了

意見交換事項等

所管部局： 農林水産部

件名	令和5年5月肉用子牛セリ価格の下落について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <p>全国的に令和5年5月の肉用子牛セリ価格が下落傾向となっている。主な要因としては、配合飼料価格高騰の影響を受け、購買者である肥育農家の購買意欲が低下していることが考えられる。</p> <p>沖縄県においても、5月の肉用子牛セリの平均価格が51万7,518円（JA おきなわ速報値 税込）となっており、前月比5万6,081円の減となっている。</p> <p>【課題】</p> <p>沖縄県の肉用牛経営は、子牛生産を行う繁殖農家が主体となっており、肉用子牛セリ価格の下落が県内畜産業に与える影響は大きい。</p> <p>また、沖縄県は、国内有数（全国4位）の肉用子牛の生産地となっているが、購買者の殆どが県外の肥育農家となっていることから、県内の肉用子牛セリ価格は、全国価格と連動した相場となる。</p> <p>【県の対応等】</p> <p>○国は、「肉用子牛生産者補給金制度」により販売価格が基準価格を下回った場合に、生産者へ補給金を交付する制度を措置している。さらに、セーフティーネットとして「和牛子牛生産者臨時経営支援事業」を実施している（令和5年1月から12月まで）。</p> <p>○県では、令和4年度6月補正において、配合飼料価格安定制度の農家積立分への一部補助を行い、追加支援策として11月補正予算において、令和4年度に上昇した配合飼料価格の農家負担額の2分の1を補助している（11月補正予算事業は令和5年繰越事業として実施中）。</p> <p>今後も肉用子牛セリ価格や、肉用牛繁殖農家の経営状況について注視し、畜産農家の負担軽減に努める。</p>

子牛一頭あたりの取引金額の推移



意見交換事項等

所管部局：商工労働部

件名	電気料金の値上げの決定に伴う県の対応について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <p>1 令和4年11月28日：沖縄電力は令和5年4月1日からの電気料金の値上げを申請。</p> <p>2 令和5年3月15日：経済産業省は、燃料価格の下落及び為替の影響を受け、同価格を反映させた値上げ幅の再算定を電力各社に指示。</p> <p>3 令和5年4月4日：同指示を受け、沖縄電力は値上げ幅を縮小して国に再申請を実施。その後、経済産業省と消費者庁との間で、値上げに関する協議が進められてきた。</p> <p>4 令和5年5月16日：「物価問題に関する関係閣僚会議」が開催され、値上げ幅を確定させる査定方針が決定され、規制料金の6月1日からの値上げが了承された。</p> <p>5 令和5年5月19日：国が規制料金の値上げ額を認可。</p> <p>6 令和5年5月19日：県及び経済界は、低圧、高圧及び特別高圧契約者に対する支援単価を当初計画どおり、1kwhあたり、それぞれ3.0円、2.3円、2.3円に決定。沖縄電力が国に対し、値引きの特例認可申請を行った。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>5月31日 国による値引の特例認可</p> <p>6月1日 電気料金値上げ及び補助事業による値引開始</p> <p>【参考】</p> <p>1 一般家庭の平均的なモデル(従量電灯、月間使用量260kwh)の場合、電気料金の値上がりにより、一月あたりの電気料金は8,314円から11,085円へと2,771円の増加(約33%増)となる。</p> <p>2 国の激変緩和措置により1,820円(△21.9%)、沖縄県の独自支援により780円(△9.4%)、合計2,600円(△31.3%)の負担軽減となり、需要家に対する値上げ影響額は171円(約2%)増となる。</p>

意見交換事項等

所管部局：商工労働部

件名	日本国際貿易促進協会(国貿促)知事の訪中団参加について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <p>日中両国の経済・文化交流を推進し、相互理解を深めることを目的に、元衆議院議長の河野洋平氏を団長とする国貿促訪中団が、7月3日(月)から6日(木)の日程で北京を訪問する。</p> <p>本訪中団に玉城知事が参加することを決定し、去る5月10日に参加申込みを行った。</p> <p>現地で予定される中国政府指導者等との会談において、知事から中国側に対し、経済・観光・文化交流の活性化等に向けた提案を発言できるよう調整を進めているところ。</p> <p>中国側への提案事項については、各部局から様々な提案をいただいたところであるが、訪中本番に向け、今後も具体的な発言内容の検討を進める予定のため、関係部局には引き続き協力をお願いしたい。</p> <p>【県の対応等】</p> <p>県はこれまで平成25～31年度にかけて計5回訪中団に参加。経済交流の活性化等に向けた各種の提言を行い、沖縄福州直行便の就航や経済連携覚書の締結などが実現した。</p> <p>今訪中団は、コロナ後初めての知事訪中となることから、知事の発言内容については、経済復興を見据えた観光・経済・文化交流をさらに加速させる観点から、今後調整していく予定。</p> <p>また、今訪中に合わせて福建省福州市を訪問し、省政府関係者との交流等を予定しているところ。</p>

意見交換事項等

所管部局：文化観光スポーツ部

件名	PFIを活用した大型MICE施設の整備について（MICE推進課）
内容	<p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年2月議会において、令和5年度の取組として、実施方針に関する条例の提案、議決後の実施方針の策定、特定事業の選定等の手続を進めることを示した。 ○ 実施方針に関する条例については、令和5年6月議会へ提案することを予定している。 ○ 大型MICE施設の整備にあたっては、民間事業者が施設の設計・建設を行った後、県に施設の所有権を移転する（Build Transfer方式）とともに、運営・維持管理にあたっては、県が事業者に対して公共施設等運営権（PFI法に基づくコンセッション方式）を設定することとしている。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 選定事業者に公共施設等運営権を設定する場合には、PFI法第18条に基づき、実施方針に関する条例を定めなければならない。 <p>【県の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施方針に関する条例の議決後は、事業内容、選定方法、業務範囲等を定める実施方針等の公表を令和5年10月頃に予定している。 ○ また、当該実施方針に基づきPFI事業として実施することの適切性を判断する特定事業の選定等の手続を年度内に行う。 ○ 令和6年度は入札公告及び落札者決定に向けた提案内容の評価・選定を予定している。以降の手続としては、PFI事業の開始に向け、基本協定の締結、事業契約の締結等がある。 ○ 大型MICE施設の整備に係る手続や事業スケジュール等については、経労委の委員を含め県議会各会派に対して丁寧に説明するとともに、民間事業者、関係市町村等からも理解が得られるよう取り組む。

沖縄県マリンタウンMICEエリアにおける大型MICE施設の整備等の取組状況について

【文化観光スポーツ部】

(令和4年度実績)

○沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画 公表 (令和4年8月)

事業スキーム	B T (Build Transfer)+コンセッション方式 ※B T：設計・建設の後、所有権を移転 コンセッション：運営等に関する公共施設等運営権を設定
大型MICE施設概要	・展示場 約10,000㎡ ・多目的ホール 約7,500㎡ ・会議室 約3,400㎡ (20～30室) ・立体駐車場 等
その他施設	・宿泊施設 (H1) ・バスターミナル (H3-T) ・ペDESTロリアンデッキ ・その他収益的施設 (任意提案) 等

(令和5年度)

- 公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定
- 実施方針の策定、公表 (変更を含む)
- 特定事業の選定 ※PFI事業として実施方針による事業条件等を確定

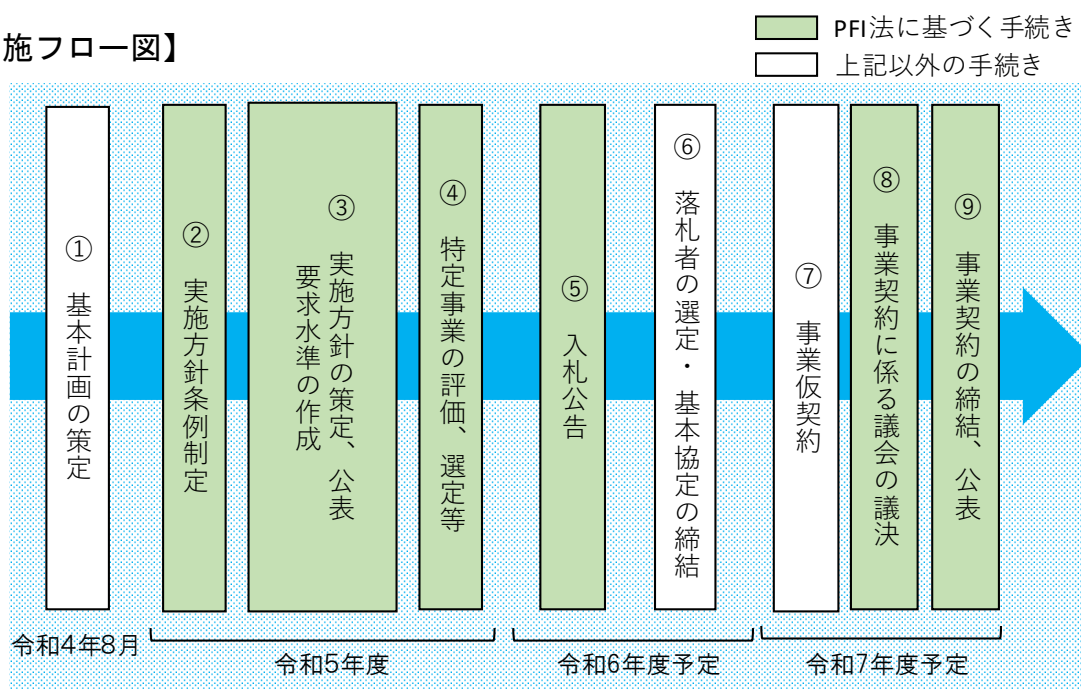
(令和6年度予定)

- 入札公告 (事業者の評価・選定)

(令和7年度予定)

- 事業仮契約、議会の議決
- 事業契約の締結、公表

【実施フロー図】



意見交換事項等

所管部局：文化観光スポーツ部

件名	<p style="text-align: center;">「復帰50年平良孝七展」に関する要請への対応状況 (要請者：「平良孝七展の修正を求める会」)</p>
内容	<p>《企画展及び要請者概要》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>企画展名：復帰50年平良孝七展 開催期間：令和4年11月3日～令和5年1月15日 場所：県立博物館・美術館 美術館企画ギャラリー 主催：県立博物館・美術館 内容：</p> <p>(1) 企画展 平良氏が写真撮影に携わった「写真集 沖縄 百万県民の苦悩と抵抗」(編：沖縄革新共闘会議／1970年発行)が、復帰前の激動の時代を生きる県民の姿を記録したものとして、当時の実情をより多くの世代に伝えるため、当該写真集の複写等による展示を行った。</p> <p>(2) 図録の発行 企画展の写真や解説などを収録した「図録」を、当館の学術協力のもと出版事業者から発行し、一般販売を行った。</p> <p>要請者：平良孝七展の修正を求める会 (写真家、平良氏遺族等)</p> </div> <p>【経緯・現状】</p> <p>1 企画展について</p> <p>(1) 令和4年12月下旬から令和5年1月上旬にかけて、展示内容について、抗議・是正を求める要請が計3回提出された。</p> <p style="margin-left: 20px;">＜要請の主な内容（1～3回目の要請）＞</p> <p>①被写体の人権への配慮がおろそかにされている写真の撤去 (売春婦・混血児の説明文の記載あり)</p> <p>②展示内容に平良氏が撮影していない写真が含まれることや平良氏が書いていない説明文が含まれている等の理由から、写真集の複写展示ではなく、ネガから現像した写真の展示に変更すること。</p> <p>(2) 1月6日に指摘のあった写真の取り下げを行った上で、その理由を掲示した。また、2月14日に、写真集の複写による展示手法を取ったことについて、当館の考え方をHPに記載する等の対応を行ったところ、その後は企画展に対する抗議はない。</p>

2 図録について

- (1) 写真展終了後の令和5年3月末から4月にかけて、図録に平良氏が撮影していない写真が含まれるなど、内容に誤りがあるとして、図録の販売停止等に関する要請が計2回提出された。

<要請の主な内容（4、5回目の要請）>

- ①図録の販売停止、図録の発行に至った経緯の説明
 - ②図録の裁断処分（廃棄処分）
 - ③訂正版図録の発行
- (2) 要請者からの指摘のとおり、図録には平良氏とは異なる撮影者が撮った写真が一部含まれていることが3月16日に判明した。そのため、同企画展の開催にあたり事前の調査が十分でなかったこと等について、3月20日に館長から要請者へ謝罪した。また、図録の訂正について、要請者の意見も踏まえ協議していくことについては、一定の理解を示された。
- (3) 加えて、出版事業者の協力を得て、書店等での図録の販売を一時的に停止している。
- (4) 当館から要請者に対し、図録は検証対象として残しつつ、検証結果をまとめた冊子（訂正文）を図録購入者等に無償配布する等の方向で検討したい旨の説明を行った。
（図録は、民間出版事業者が発行したものであり、当館に裁断処分を決定する権限がないため）

【課題】

要請者は、「図録は展示会を総括し、後世への記録となるものであり、誤った内容が含まれているものは裁断処分すべき」としており、当館の対応に理解を得られていない。

【今後の対応方針】

- 1 要請者に対しては、検証結果をまとめた冊子（訂正文）を図録購入者等へ配布する等の当館の対応方法について、引き続き丁寧に説明を行い、理解を求めていく。
- 2 図録の裁断処分は、発行した出版事業者において判断されるものであるが、当館が学術・編集協力した経緯を踏まえ、今後とり得る対応について、当該事業者と調整を行っていく。
- 3 内部の検証チームを設置し、本企画展の検証を行い結果を公表するなど、再発防止に努める。また、検証チームには必要に応じて外部からのアドバイザーを招聘し、有識者の知見や外部からの客観的な視点を取り入れる。

意見交換事項等

所管部局：企業局

件名	企業局の経営状況について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <p>(1) 復帰以降急速に整備した施設の更新や水道広域化に係る施設整備の進展に伴い、費用が増加する一方、給水収益は伸び悩み収支が悪化する見込み</p> <p>(2) これに加え電気料金の上昇により、経営状況の悪化が加速している</p> <p>(3) 知事・副知事調整 5月9日～16日に実施</p> <p>(4) 受水事業体（市町村等）への説明 日時：5月19日 13:30～14:45 内容：①企業局の経営が今後急速に悪化すること、料金改定が必要であること、②今後、改定時期及び改定幅について分かりしだい連絡することを説明 →市町村等からは具体的な改定時期等を早期に示すこと、意見交換の場を設けてほしいなどの意見があった</p> <p>【課題】</p> <p>(1) 料金改定にあたり受水事業体（市町村等）及び県議会へ理解を求める必要がある</p> <p>(2) 燃料費調整単価が下落基調にあることから、その推移を見極める必要がある</p> <p>【県の対応等】</p> <p>(1) 現状の経営見通しについて、6月議会の前に与党議員に対し説明する</p> <p>(2) 急速に悪化する経営状況に対応するため、料金改定に向けた作業を加速させる。（令和6年4月の料金改定に向け、11月議会に議案を提出したいと考えている）</p> <p>(3) 料金改定幅は、燃料費調整単価の動向を踏まえて検討する</p> <p>(4) 受水事業体及び県議会へ必要に応じ説明する</p>

意見交換等事項

所管部局：企業局

件名	企業局のPFOS等対策の現状について
内容	<p>6月議会に向けて、土木環境委員会の与党議員と意見交換を行うので、その内容について報告する。</p> <p>【経緯・現状】</p> <p>(1) 平成26年度に中部水源からPFOS等が検出され、現在も暫定指針値(50ng/L)を超過して検出されている。 汚染源は嘉手納基地の可能性が高い。</p> <p>(2) 北谷浄水場におけるPFOS等低減化対策と現状</p> <p>① 北部ダム等の取水増量及び海淡水増量により、中部水源の取水停止及び抑制。</p> <p>② 高機能活性炭への取替 (4分の3取替完了・今年度、残りの4分の1を取替予定) ※ 高機能活性炭への取替が未了の池については、令和4年12月より処理休止</p> <p>③ 令和5年1月末以降、1ng/L未満に低減されている。 詳細な対策結果については別添資料を参照</p> <p>【課題】</p> <p>(1) 根本的解決には国と米軍による基地内調査と対策の実施が必要。 (2) 令和7年度以降、北谷浄水場粒状活性炭の交換が必要。</p> <p>【県の対応等】</p> <p>(1) PFOS等低減化対策とあわせて国やWHO等の動向について、情報収集に努める。 (2) 国および米軍による調査・対策の実施と立入の実現を求めていく。 (3) PFOS等対策に係る費用について、国に負担を求めていく。</p>

沖縄県企業局 PFOS + PFOA検出状況

令和4年度

単位 検出値：ng/L、取水量：千m3/日

	北谷浄水場水源								北谷浄水場		名護浄水場		石川浄水場		西原浄水場		その他調査
	比謝川 取水ポンプ場		長田川 取水ポンプ場		川崎 取水ポンプ場 (天願川)		嘉手納井戸群 (集合水)		原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	大工廻川 (比謝川支流)
	検出値	取水量	検出値	取水量	検出値	取水量	検出値	取水量									
最大	183		16		56		46		2	6	<1	<1	1	<1	<1	<1	512
最小	10		4		21		21		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	28
平均	108		9		44		30		<1	3	<1	<1	<1	<1	<1	<1	300
検査回数	50		50		12		50		50	50	4	4	4	4	4	4	50
4月4日	86	0.0	8	0.0			27	5.9	<1	3							307
4月12日	63	0.0	10	0.0			26	5.9	<1	4							327
4月20日	130	0.0	16	0.0	45	0.0	27	5.9	<1	4							278
4月25日	85	0.0	13	0.0			30	5.9	<1	3							267
5月9日	85	0.0	8	0.0			25	5.9	<1	3							298
5月16日	59	0.0	4	0.0			26	5.9	<1	3							235
5月17日													1	<1	<1	<1	
5月24日	23	0.0	6	0.0			29	5.9	1	3	<1	<1					149
5月30日	64	0.9	4	0.0	46	0.0	26	5.9	1	4							436
6月6日	68	0.0	6	0.0			31	5.9	1	5							248
6月14日	58	0.0	5	0.0			32	5.9	2	5							223
6月20日	75	0.6	6	0.0	35	0.0	33	5.9	2	6							259
6月27日	97	0.0	9	0.0			28	6.0	1	4							240
7月6日	109	0.0	8	0.0			33	6.0	<1	5							285
7月11日	107	0.0	9	0.0			32	6.0	<1	5							245
7月20日	131	0.0	10	0.0			28	6.2	<1	5							265
7月27日	71	0.0	7	0.0	48	0.0	28	6.1	<1	6							206
8月2日	70	0.0	6	0.0			28	6.1	<1	6							214
8月9日	149	0.0	8	0.0	52	0.0	33	0.3	<1	3							226
8月16日	111	0.0	10	0.0			28	2.5	1	4	<1	<1					287
8月22日													<1	<1	<1	<1	
8月23日	142	0.0	10	0.0			21	2.3	<1	4							260
8月29日	104	0.0	12	0.0			27	2.3	<1	5							257
9月7日	106	0.0	7	0.0	42	0.0	24	2.3	<1	5							278
9月13日	119	0.0	9	0.0			22	2.3	<1	4							298
9月21日	140	0.0	9	0.0			24	2.3	<1	4							341
9月26日	37	0.0	4	0.0			23	2.3	<1	3							335
10月4日	132	0.0	11	0.0			22	2.3	2	5							310
10月11日	134	0.0	12	0.0			27	2.3	1	5							270
10月17日	174	0.0	15	0.0			27	2.3	<1	2							398
10月26日	132	0.0	9	0.0	56	0.0	28	6.4	<1	3							380
10月31日	142	0.0	11	0.0			27	7.7	<1	3							193
11月8日	120	0.0	9	0.0			29	6.4	1	3							289
11月14日	96	0.0	6	0.0	41	0.0	30	6.4	1	2							360
11月21日	142	0.0	10	0.0			33	6.4	1	2							332
11月30日	120	0.0	9	0.0			42	12	1	5							380
12月5日													<1	<1	<1	<1	
12月6日	97	0.0	7	0.0			34	6.1	<1	3	<1	<1					279
12月12日	110	0.0	8	0.0	41	0.0	31	6.1	<1	1							512
12月19日	105	0.0	7	0.0			26	6.1	2	2							309
1月5日	141	0.0	10	2.2			33	9.9	2	2							360
1月11日	162	0.0	10	5.8			46	13.2	1	2							370
1月17日	123	0.0	10	3.3			45	9.4	<1	2							341
1月23日	55	0.0	7	1.2			43	11.7	1	2							194
1月30日	133	0.0	10	5.9	51	0.0	33	12.6	1	<1							392
2月6日	10	0.0	5	0.0			33	2.1	<1	<1	<1	<1					28
2月7日													1	<1	<1	<1	
2月13日	120	0.0	9	0.0	48	0.0	28	2.2	<1	<1							381
2月20日	151	0.0	11	0.0			31	2.1	<1	<1							361
2月27日	183	0.0	13	0.0			35	2.1	<1	<1							401
3月7日	151	0.0	11	0.0			30	2.1	<1	<1							340
3月15日	129	0.0	12	0.0	21	0.0	30	2.1	<1	<1							329
3月22日	121	0.0	12	0.0			31	2.1	<1	<1							390
3月28日	130	0.0	10	0.0			32	2.1	1	<1							328

※ 灰文字の値は、取水停止中の河川水の測定値となっています。